

【両面印刷】
(大学院生は表のみで可)

授業料免除申請者票(兼受理票) 留学生以外用

学校提出

1 申請日 2023年 月 日

2 学籍番号 _____

3 所属 _____ 学群 _____ 学類 _____

修士・博士前期・博士後期
一貫制博士・3年制博士・専門職学位 課程

年次
研究群
研究科

(2023年4月1日時点の年次及び所属。総合学域群所属の学生は申請時点。)

学位プログラム
専攻

年次

NO.

4 申請者氏名 _____

学群生は裏面も記入すること!

5 申請理由 にチェックしてください

- 1. 一般 (経済的理由)
- 2. 事情 (死亡)
- 3. 事情 (災害)
- 4. 事情 (失職)
- 5. 事情 (その他)

6 提出書類 (チェックリスト)

提出する書類等は <input type="checkbox"/> にチェックしてください。(★印は必ず全員提出、●は該当者は必ず提出)	
チェック1は全員確認、チェック2・3は書類を提出する場合のみ確認、チェック4～7は該当者のみ確認 課税証明書(非課税証明書)又は所得証明書及び独立生計者の住民票は原本を提出し、その他の書類は写しでかまいません。	
【チェック1: 全員確認してください。「しおりp.5参照」】	【チェック4: 独立生計者「しおりp.5、10、11参照」】
<input type="checkbox"/> 筑波大学授業料免除申請書★	<input type="checkbox"/> 収支状況申告書(様式1) ●
<input type="checkbox"/> 授業料免除申請者票(兼受理票) ★・・・(この書類のことです)	<input type="checkbox"/> 日本学術振興会の採用決定通知書
<input type="checkbox"/> 添付書類の表紙★	<input type="checkbox"/> NIMSジュニア研究員契約書
<input type="checkbox"/> 家族全員(本人・就学者・幼児を除く)の 2022年度課税証明書(非課税証明書)又は所得証明書★ (注意: 独立生計者は本人(及び配偶者)のものを提出)	<input type="checkbox"/> 所得税法上、父母等の扶養でないことが分かる書類
<input type="checkbox"/> 【学群生のみ】A様式1(大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書)・・・この用紙の裏面参照	<input type="checkbox"/> 独立して生計を立てていることを証明する書類
<input type="checkbox"/> 【学群生のみ】A様式2(大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書)・・・この用紙の裏面参照	<input type="checkbox"/> 本人の住民票(世帯全員のもの/世帯主名省略不可)
<input type="checkbox"/> 【学群生のみ】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書	<input type="checkbox"/> 父母等の扶養となっていない本人の健康保険証の両面の写し
【チェック2: 収入に関する書類「しおりp.7参照」】	<input type="checkbox"/> 本人(配偶者を含む)の独立生計に至ってからの収入証明書(見込みを含む) ・・・2021年以降に新たに独立生計者となった者のみ提出
<input type="checkbox"/> 退職所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> (社会保険)年金振込通知書又は年金額改定通知書(様式3に添付)	【チェック5: 修業年限超過者「しおりp.12参照」】
<input type="checkbox"/> (労災保険)年金、給付金支払通知書(様式3に添付)	<input type="checkbox"/> 面接票●
<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証(1面～4面)	<input type="checkbox"/> 診断書
<input type="checkbox"/> 児童手当支給通知書(A4判)	<input type="checkbox"/> 留学の証明書
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当支給通知書(A4判)	<input type="checkbox"/> 障害者手帳
<input type="checkbox"/> 傷病手当金の支給通知書、金額が記載されている書類(様式3に添付)	<input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 臨時所得の受給額が分かる書類	【チェック6: 家計急変申請者「しおりp.13、14参照」】
<input type="checkbox"/> 給付奨学金の受給額が分かる書類(2022年度分)	<input type="checkbox"/> 家族全員分(本人・就学者を除く)の収入証明書(見込みを含む)●
<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証(1面～4面)
<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 離職理由が記された退職証明書(解雇通知)等
【チェック3: 特別控除に関する書類「しおりp.8、9参照」】	<input type="checkbox"/> 診断書(就業継続困難の原因となった症状のもの)
<input type="checkbox"/> 授業料免除実施状況証明書(様式4) ... 国立	<input type="checkbox"/> 確定申告書(廃業した年のもの)
<input type="checkbox"/> 就学者が2022年度に在籍していることが分かる書類... 私立、公立、専修学校等	<input type="checkbox"/> 廃業届
<input type="checkbox"/> 障害者手帳または介護認定書	<input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 単身赴任先の賃貸借契約書 (2021年1月～12月に仕事の都合で別居していることがわかるもの)	<input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 長期療養者の医療費控除金額内訳書(様式5)	【チェック7: 特別な申請理由「しおりp.15参照」】
<input type="checkbox"/> 医師等の証明書(6か月以上の療養を必要とされる内容が記載されたもの)	<input type="checkbox"/> 死亡診断書
<input type="checkbox"/> 経常的に支出した金額を証明できるもの(領収書等)(A4判)	<input type="checkbox"/> 罹災(被災)証明書
<input type="checkbox"/> 高額療養費による払い戻し、各種健康保険、生命保険の給付金額がわかる書類	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証(1面～4面)
<input type="checkbox"/> 罹災証明書	<input type="checkbox"/> 退職証明書
<input type="checkbox"/> 被災額のわかる書類(2021年1月～12月)	<input type="checkbox"/> 面接票
<input type="checkbox"/> 補てん額が分かる書類	<input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> その他()	

受付者記入欄

----- 切り取り -----

授業料免除申請者票(兼受理票)

学生控 [結果発表まで保管してください]

1 申請日 2023年 月 日

2 学籍番号 _____

3 申請者氏名 _____

NO.

申請受理後でも、大学から申請内容の確認や追加書類の提出を指示する場合があります。

受付者記入欄

授業料免除申請者票（兼受理票） 裏面

（以下、学群生のみ記入してください。大学院生は記入不要です。）

学籍番号：

所属：

氏名：

日本学生支援機構の給付型奨学金を（下記から1つ選択してチェック）

2022年10月以降、第Ⅰ～Ⅲ区分のいずれかを受給中である。

→A様式2（修学支援新制度継続申請書）が必要。

2023年4月の募集時に新たに申請する予定である（過去に受給無し）。

→A様式1（修学支援新制度申請書）が必要。

2022年10月以降の区分が、給付対象外となった。

→A様式1およびA様式2は提出不要。

以前受給していたが、成績などを理由に廃止になった。

過去に受給したことがなく、2023年4月にも申請する予定はない。

（下記から【申請しない理由】を選択してチェック）

→A様式1およびA様式2は提出不要。

【申請しない理由】新制度の認定要件・基準については、各自で事前に確認しましょう！

高校等卒業後2年を超えてから大学に入学した等、進学までの期間が新制度の認定要件を満たしていないから（例：2018年3月に高校卒業、2021年4月に大学入学）

2023年4月時点で修業年限を超過しており、新制度の認定要件を満たしていないから

在留資格が新制度の認定要件を満たしていないから（在留資格：_____）

生計を維持する者の収入が、明らかに新制度の基準を超えている、もしくは以前新制度を申請した際に、収入が基準を超えているため不許可になったから

生計を維持する者の資産が、明らかに新制度の基準を超えている、もしくは以前新制度を申請した際に、資産が基準を超えているため不許可になったから

その他（具体的に：_____）

【ポイント】修学支援新制度の授業料免除と給付型奨学金の認定要件（基準）は同一です。

給付型奨学金の認定要件を満たさない学生、対象外となっている学生は、今回は新制度の授業料免除も申請できません。ただし、筑波大学独自の免除制度で何らかの免除を受けられる可能性はあるので、A様式1・A様式2以外の書類を大学に提出しましょう。